

2021年11月12日(金)
地域生活定着支援センター
関東甲信越ブロック研修

～司法福祉・明日の空の目指すもの～

認定NPO法人静岡司法福祉ネット明日の空
代表理事 飯田智子

自己紹介

福祉(高齢、障害、児童)から司法福祉へ

2009.7～

- 「静岡県地域生活定着支援センター」 相談員
- 「静岡刑務所」 社会福祉士

2016.4～

- 法律事務所で社会福祉士として勤務
- 静岡司法福祉ネット明日の空 代表

静岡司法福祉ネット明日の空

2014年10月 法人格取得

2018年10月 認定取得



明日の空 主な活動内容

◆逮捕(被疑者・被告人段階)から釈放(矯正施設出所)、社会定着まで、切れ目のない支援を目指して

- 出廷、更生支援計画作成
- 福祉制度に関する申請援助
- 相談支援
- 就労支援
- 緊急一時シェルターの確保
- 調査支援委員会の運営
- あかね雲の会運営
- 社会啓発活動



支援の流れ(被疑者・被告人の支援)

相談受付(弁護士等)

面会(アセスメント、支援の同意)



支援開始(情報収集、事前調整)

・更生支援計画作成 ・出廷(情状証人)



釈放後の支援(多機関との連携)

・福祉制度の申請 ・住居確保 ・就労支援



フォローアップ+あかね雲の会

・ケース会議への参加 ・仲間作り、余暇への案内

どんな人を支援しているか

- 相談者・・・弁護士、検察庁、保護観察所、刑務所、本人、家族、相談機関等
- 対象者・・・制度につながっていない人がほとんど
 - 障害者（疑い）、高齢者、ホームレス、依存症等
 - 年齢は20代～80代までと幅広い
- 犯罪傾向、罪名・・・さまざま
 - 初犯から前科20犯以上
 - 窃盗、住居侵入、詐欺、恐喝、傷害、放火、強盗、傷害致死、保護責任者遺棄致死、性犯罪等々

明日の空 設立の経緯と歩み

- ◇ 2010年、弁護士からの依頼で知的障害者が犯罪にかかわった事件に情状証人として出廷（裁判員裁判）

- ⇒ 判決後、司法・福祉各専門職の連携について研修を重ねつつ、被告人（受刑者）と定期的な面会や文通で支援を継続する。（8年後、明日の空が身元引受人となり仮釈放）

- ⇒ 2012～2013年、検察庁からの依頼（入口支援）が活発になり、飯田（定着支援センター在職中）が対応する。

- ⇒ 2014年4月、明日の空設立後（法人化まで設立準備室として活動）は検察庁からの依頼に加え、弁護士からの依頼も増加。

- ⇒ 2014年、明日の空と検察庁との協議会を定期的に開催。（後に、弁護士会、定着センター、保護観察所、裁判官も協議会に加わる）

- ⇒ 2015年、検察庁に社会福祉アドバイザーを配置。
2016年以降は弁護士からの依頼が主となっていった。

定着からNPOへ・・・当時の気持ち

仕事へのやりがい

弁護士からの誘い
への迷い

異動等で部署が変わってしまう懸念



先の見えない挑戦
への恐れ

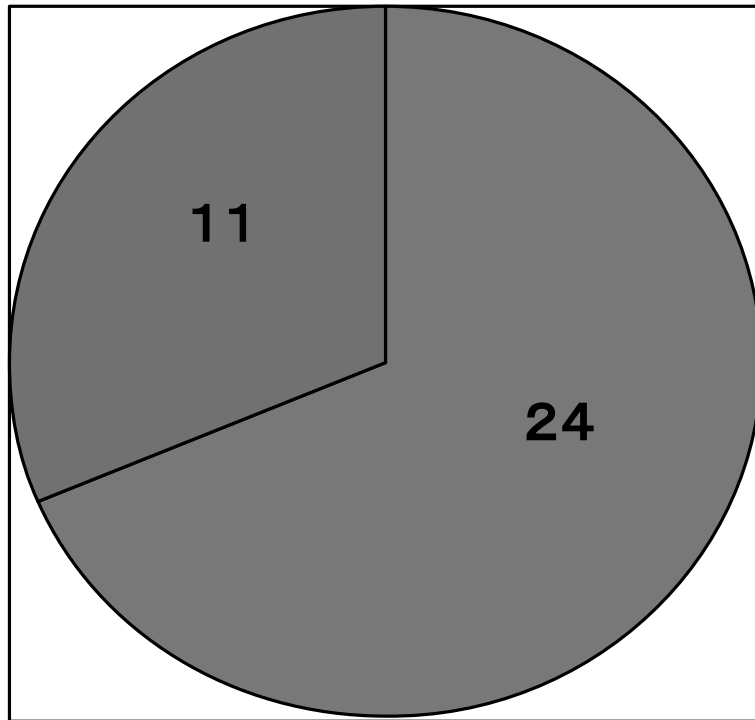
枠のある支援への
ジレンマ

自身の経済的不安

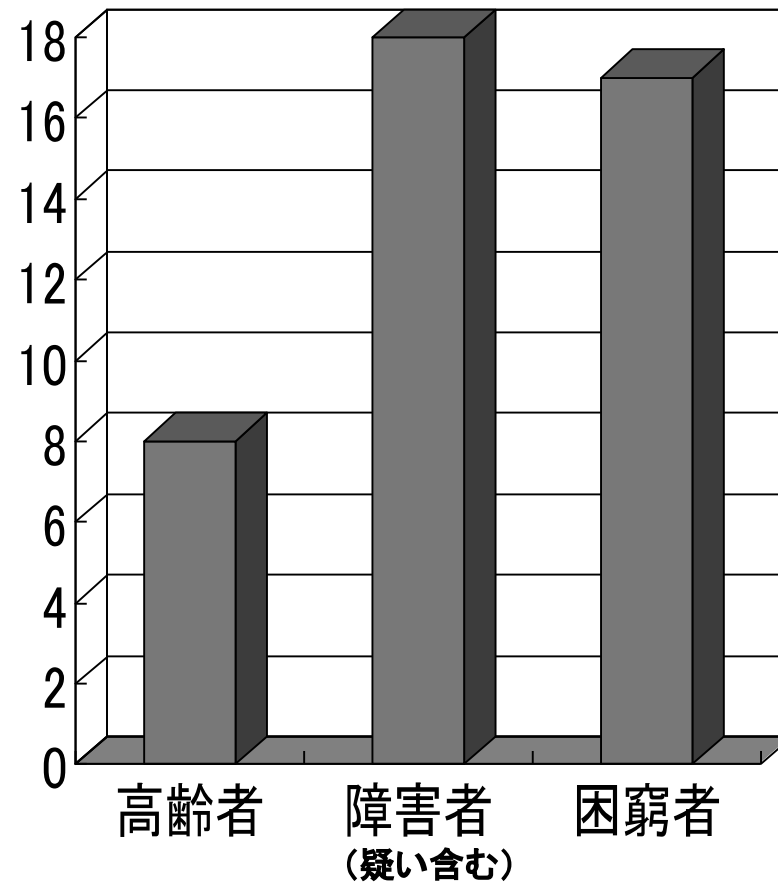
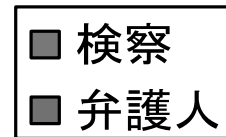
設立年

H26年度活動実績 35名

(※電話相談含まず)



依頼者別



■ ※重複あり

定着センターとの歴然とした差

活動費も得られない
マンパワーがない

時間の制限
情報の乏しさ

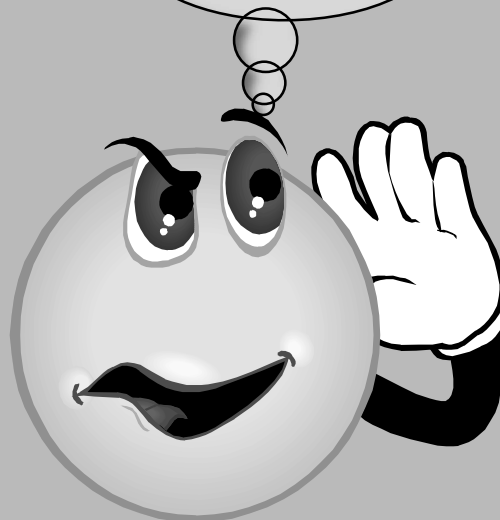
A4一枚程度
の情報のみ

後ろ盾の無さ

NPOって怪しい団体
じゃないの？

信頼感の薄さ

依頼期間の
短さ



面会は一般面会
アクリル板越しで
時間は15分～30分

支援の段階

(1) 勾留中 (相談→面会→裁判)

面会、支援同意、情報提供と情報収集、アセスメント、信頼関係構築、事前調整、情状証人、更生支援計画策定等

(2) 釈放直後 (衣食住の確保、福祉・医療へのつながり)

帰住先確保、生活保護、障害者手帳他各種申請手続き、病院受診同行、身分証、通帳、携帯電話確保、就労支援、家族支援、多機関連携、債務整理等

(3) 社会復帰後 (アフターフォロー)

孤立防止、余暇活動、連絡・訪問、ケース会議参加、各種相談対応(福祉、医療、生活、法律等)

社会復帰後 * * * あかね雲の会

▪ 垣根を取り払う

一緒に笑い、泣き、怒り、人と人のお付き合い

▪ 横のつながりをつくる

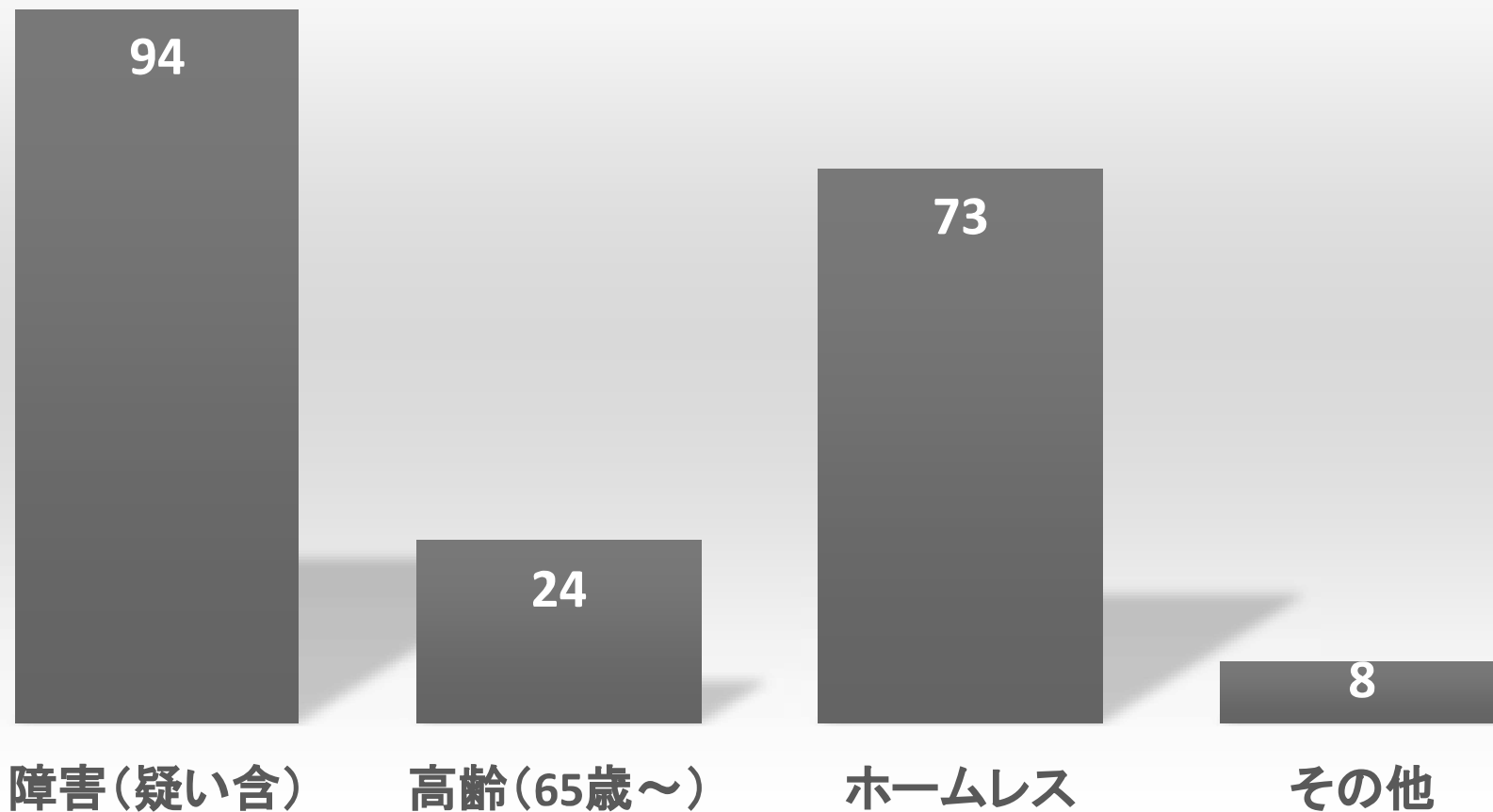
孤立を防ぐ、気軽に相談できる雰囲気、関係づくり

▪ 時間と笑顔の共有

仲間との楽しみ、自分癒しの経験を重ねる



【図表1】 支援開始時の対象者分類(重複有)

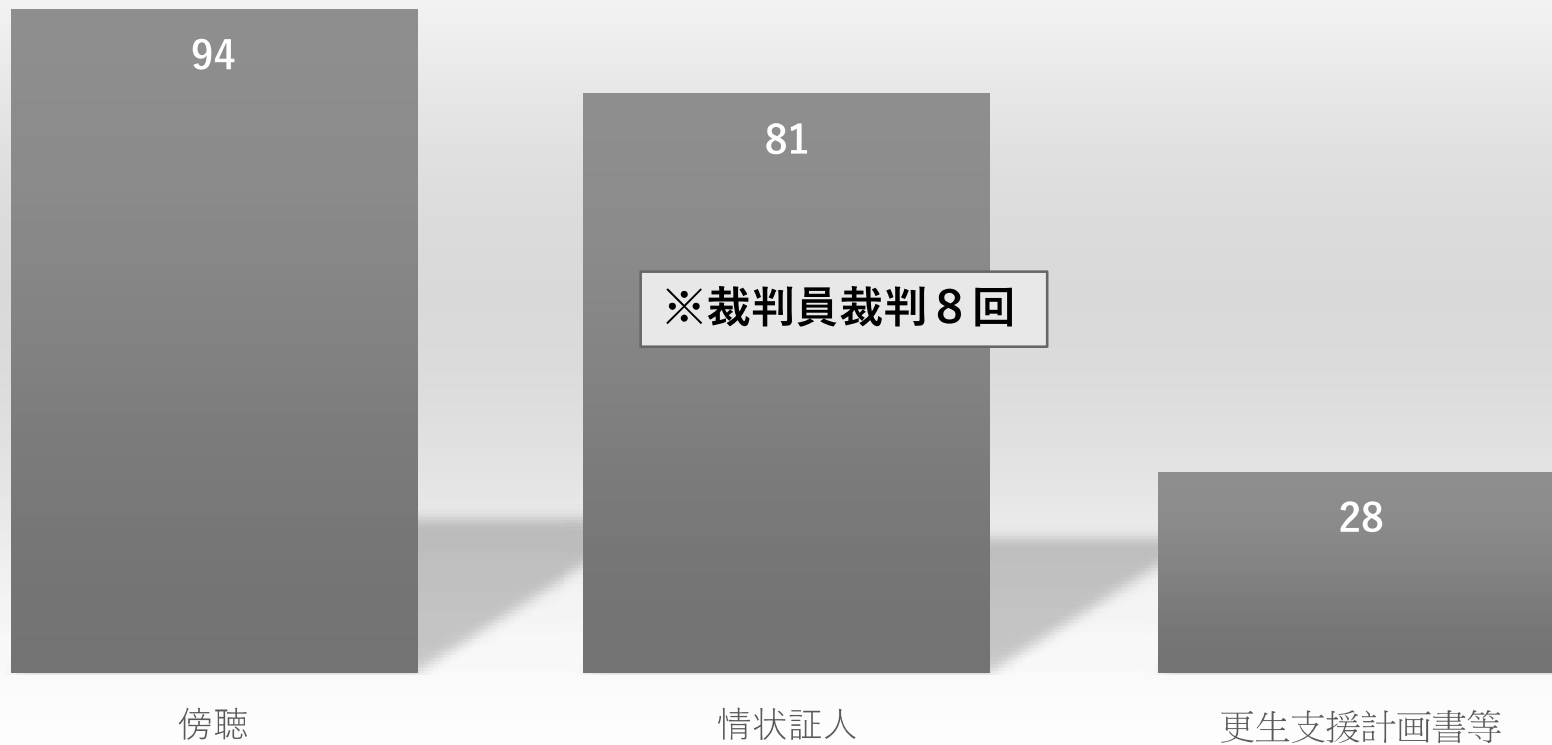


※手帳所持23・新規の申請数17

制度から漏れてしまっていた人、高齢、障害の支援の枠をつけることで弾かれてしまう人が多く存在する。

※明日の空が2014.4~2021.6の期間で支援した160件の対象者の分類 ※電話相談のみは含まず

【図表2】裁判での支援（重複有）



裁判での支援は、対象者と信頼関係を築くうえでも重要な支援となる。

※明日の空が2014.4～2021.6の期間で支援した160件のうち、起訴された事件に対して行った裁判での支援

【図表3】 帰宅先の調整

県内	県外
1 4 市 5 町	1 都 1 府 7 県

釈放後については、本人が希望する帰宅地への調整が基本である。多くは逮捕前に住んでいた地域を希望するが、受入れ体制が皆無等、何らか支障がある場合には、別の地域への帰宅を検討する。県外へ帰宅する場合には、その地域の支援者に連携をお願いし、連携が得られない時には帰宅先まで出向いて支援を行っている。一時帰宅先についても、不安定な心理状態を考慮し、十分に検討する必要がある。

※明日の空が2014.4～2020.11の期間で支援した
150件のうち、帰宅先調整が必要だった方への支援

対象者の置かれた状況

- * 家がない、身寄りがない、お金がない、免許がない
身分証明書がない、通帳がない、携帯がないetc.
- * 社会は「刑務所」より厳しい
 - 一時帰宅先（釈放当日に泊まる場所の確保）
 - 住居（保証人がいない、保証協会が通らない）
 - 就労（働き口がない、選べない、ブラック派遣）
 - 福祉（水際作戦、煩雑な手続き、時間がかかる）
 - 知識や経験の貧弱（情報不足、成功体験がない）
 - 対人関係（相談できない・しない、コミュカがない、孤立）
 - 借金問題（債務を抱えている、ブラックリストに載っている）
 - 健康問題（高血圧、糖尿病、腰痛、依存etc.）

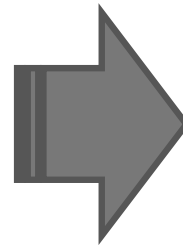
立ちはだかる壁、壁、壁

《福祉》

- ・そもそも福祉につながっていない
- ・福祉からの拒絶(福祉の範疇じゃない!と…)
- ・スピード感がない(手帳取得、サービス利用)
- ・福祉への不信、あきらめ
- ・福祉の縦割り、制度の限界

《生活》

- ・住まい確保までの困難
- ・携帯電話を持てるまでの困難
- ・身分証取得までの困難
- ・通帳開設までの困難
- ・生保受給までの空白



支援者の存在が必要


必要な制度につなげてくれる人
必要な資源を提供してくれる人
一緒に考えてくれる人
寄り添ってくれる人


《就労》

- ・能力、体力の不足、悪しき生活習慣
- ・雇用先が少ない(職種、理解)
- ・ブラック企業、まかり通る搾取

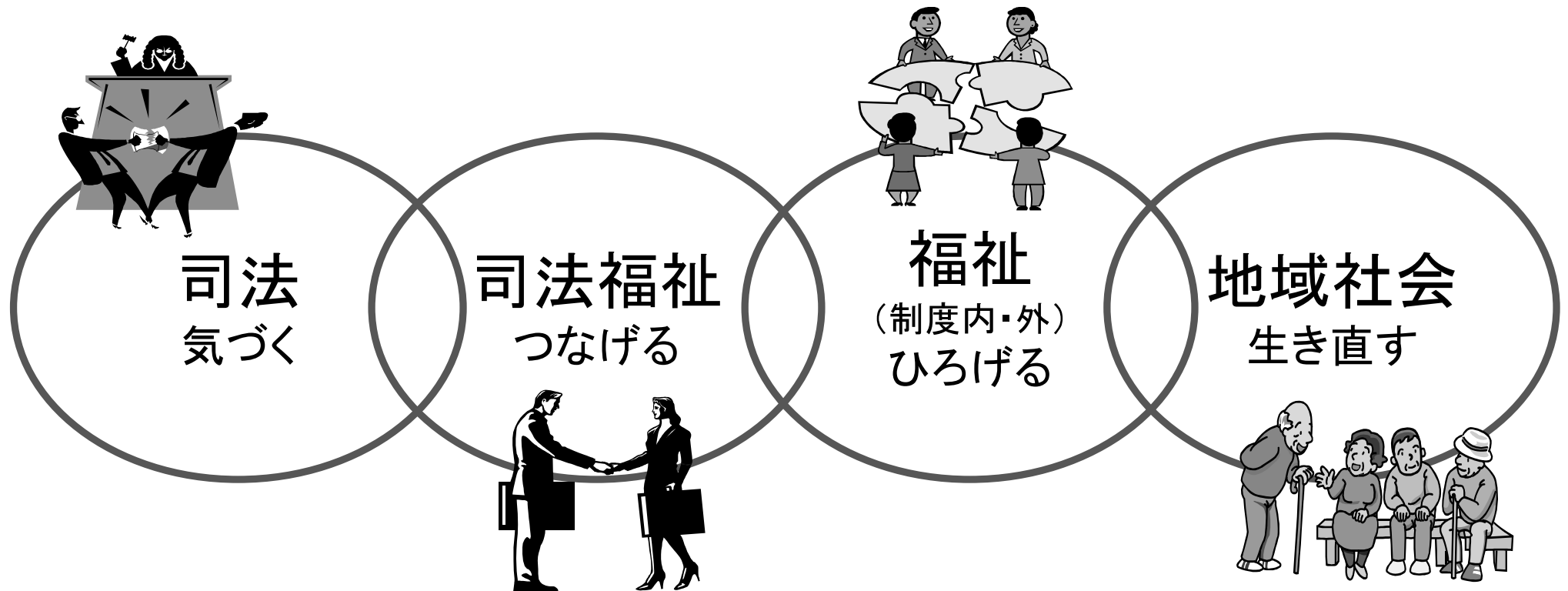
福祉制度につなぐことのメリット・デメリット

本人にとっての

- 
- 制度の枠への嵌め込み
 - 福祉は万能ではない

- 
- 支援者との出会い
 - 生き直しへのきっかけ

支援のリレー



「判決」では終わらない司法ソーシャルワーク

2009年7月、私の人生を変える仕事と出会うことができました。そして、2014年4月、湧きあがる不安と厳しい現実のなかで一步を踏み出し、孤独と闘いながら、今年で8年目を迎えた明日の空にとって、定着センターは原点です。

置かれた立場で、それぞれの役割やできることは違っても、お互いを認め合い、連携していけたらと願っています。

明日の空は、小さなNPOですが、掲げたミッションを胸に、たくさんの人と出会い、仲間と支え合い、これからも地道に活動をしていきます。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、
多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 東海・北陸ブロック資料」

※研修資料は、講師の了解が得られていないため、掲載していない。

研 修 要 綱

令和3年度 全国地域生活定着支援センター協議会 東海・北陸ブロック事例検討及び専門研修会

1. 目 的

地域生活定着支援センターと各関係機関が一堂に会する場を設け、触法者支援の実状を理解・共有し、今後取り組むべき課題とその解決策を検討することで、連携、協働の強化構築を図り、より一層対象者への有効な支援に繋がることを目的とする。

2. 主 催

一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

3. 主 管

富山県地域生活定着支援センター

4. 後 援

富山県 富山保護観察所

5. 日 時

令和4年2月18日（金） 9：15 ～ 16：00

6. 会 場

ZOOM オンライン

7. 参加対象

東海北陸ブロック地域生活定着支援センター職員、行政機関、司法関係者、更生保護施設、自立準備ホーム、保護司、各関係機関等
※他、幅広く参加していただきたく、触法者支援に関わる福祉機関等の参加をお待ちしております。

8. 申し込み方法

申込書に必要事項を記入の上、下記のメール又は FAXにてお申し込みください。
(※申し込み締め切り：令和4年1月31日（火）まで)

9. お問い合わせ

〒931-8533 富山県富山市楠木 33 番地 1

富山県地域生活定着支援センター 担当：安達

TEL：(076) 437-1177

FAX：(076) 437-1181 / MAIL：y-adachi@saiseikai-toyama.jp

日程：令和4年2月18日（金） 場所：ZOOM オンライン

午前の部

時 間	プログラム	備 考
8：30～9：15	受付	各自 ZOOM に入室
9：15～9：30	開会の挨拶	富山保護観察所長 : 南 一成氏 全国地域定着支援センター協議会会長 : 高原 伸幸氏
9：30～10：10 (40分)	被疑者等支援業務に 係る事業・概要説明	厚生労働省 社会・援護局総務課 矯正施設退所者地域支援対策官 : 伊豆丸 剛史氏
10：10～10：45 (35分)	入口支援事例発表①	愛知県地域生活定着支援センター 発表者：丹羽 宏太氏／荒川 麻衣子氏（2名） ※発表 25分 質疑応答 10分
10：45～11：00	休 憩（15分）	
11：00～11：35 (35分)	入口支援事例発表②	福井県地域生活定着支援センター 発表者：山口 潤一氏 ※発表 25分 質疑応答 10分
11：35～12：00	東海・北陸ブロック地域生活定着支援センター 活動報告	
12：00～13：00	お昼休憩 / ZOOM 入室受付	

午後の部

時 間	プログラム	備 考
13：00～13：05	講 師 紹 介	
13：10～14：45	基調講演	－ 福祉と司法の連携 － ～検事・弁護士で経験した事例に基づいて～ 富山県弁護士会 弁護士 : 西山 貞義氏
14：45～15：00	休 憩（15分）	
15：00～15：40 (40分)	意見交換 質疑応答	※講師への質疑応答 ※福祉機関との連携支援についての見解 ※触法者支援・被疑者被告人段階の支援課題協議
15：40～15：55	感 想 等（15分）	
15：55～16：00	閉会の挨拶	富山県地域生活定着支援センターセンター長 : 南沢 宏

富地定発第 55 号
令和 3 年 12 月 22 日

関係機関各位

富山県地域生活定着支援センター
センター長 南沢 宏
(公 印 省 略)

令和 3 年度 全国地域生活定着支援センター協議会
東海・北陸ブロック事例検討及び専門研修会の開催の案内

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

日頃より当センターの業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、全国地域生活定着支援センター協議会におきましては、地域生活定着促進事業の円滑な運営を図り、東海北陸ブロック管内の各関係機関の連携強化と支援スキルの向上に資するため、また、今年度よりセンター事業に追加されました高齢・障がい者を有する被疑者等支援業務について理解を深めると共に、官民協働による触法高齢者・障がい者等の社会復帰支援の充実強化を図ること等を目的として下記のとおり、事例検討及び専門研修会を開催いたします。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

皆様方のご参加を心よりお待ちしております。

記

- | | | | | |
|---|------|--------------------|------|-------------------|
| 1 | 日 時 | 令和 4 年 2 月 18 日(金) | 午前の部 | 9 : 15 ~ 12 : 00 |
| | | | 午後の部 | 13 : 00 ~ 16 : 00 |
| 2 | 会 場 | ZOOM オンライン | | |
| 3 | 参加人数 | 50 名程度 | | |
| 4 | 日 程 | 別紙参照 (研修要項) | | |

以上

厚生労働省 令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

「地域別ブロック研修 近畿ブロック資料」

福祉職も
知っておきたい

令和3年度 第2回 近畿ブロック研修

「WAIS-IV」の検査結果の 見方や理解・支援現場での活かし方

地域生活定着支援センターでは、刑務所や医療機関から支援対象者の心理検査の結果を共有させていただくことが少なくありません。そんな時、見方がわからない、コメントを読んでもピンと来ない、日常生活の支援に今ひとつ活かすことができない…、といった悩みはありませんか？

この研修では、臨床心理士・公認心理師を講師にお迎えし、事例を通じて最も基本的な成人の知能検査である「WAIS-IV」の検査結果の見方とそこから得られる、その人に必要な支援について学びあうことをねらいとしています。

講師：久松睦典 氏 【臨床心理士・公認心理師】

阪神淡路大震災の後、こころのケアセンターのスタッフとして被災地を周る。
精神科病院の心理士や小中学校のスクールカウンセラーとして勤務。
2011年より芦屋市でかささぎ心理相談室を開室。

日 時：令和4年3月1日(火) 13:30～16:00

実施方法：ZOOM（会場での参加はありません）

参加者：ご興味がある方はどなたでも

◆お申し込み方法◆

以下の項目を当センターにメールにてお知らせください。

件名は【研修申し込み】としてください。

- ① 参加者氏名(ふりがな)
- ② 所属機関・役職
- ③ ご連絡先(電話番号・メールアドレス)

※お申し込みから3日以内に当センターより受付完了メールを送信させていただきます。
完了メールが届かない場合はお手数ですが、当センター宛てにお電話にてご連絡をお願い致します。

締切

2/15

【連絡先】

兵庫県地域生活定着支援センター（森）

Tel:078-241-7751 Fax:078-241-7752

Mail:hyogo-teichaku@flute.ocn.ne.jp



「**WAIS-IV**」の検査結果 の見方や理解

支援現場での活かし方



かささぎ心理相談室
臨床心理士・公認心理師

久松睦典

心理アセスメントの役割



心理アセスメント (psychological assessment)

来談者や関係者との面接、観察、心理テストを通して、効果的な援助を行うための情報や見通しを得るための手続き

医学的診断：症状や病理

心理アセスメント：関係性やリソース（資源・資質）にも着目

テストバッテリー：複数の検査を組み合わせる

発達 の 4 つ の 側 面



認 識
知 能

社 会 性
対 人 関 係

身 体
運 動
感 覚

注 意
統 制

(神経) 発達障害のいくつかのタイプ



コミュニケーションの障害

対人関係・社会性の障害

想像力の障害 (パターン化した

行動やこだわり、興味・関心の

偏り)

自閉スペクトラム
症(Autism
Spectrum
Disorder: ASD)

注意欠如・多動症
(ADHD)

不注意
多動性
衝動性

学習障害 (限局性
学習障害,LD)

「読む」「書く」「計算」などの能力が、全体的な知能発達と比べて極端に苦手・困難

知的・発達障害と犯罪・非行の関係



- ・ 養育がうまくいかない→虐待
- ・ 学校での不適應→いじめや学習困難など

被害者



- ・ 社会に馴染めない、居場所がない



- ・ 犯罪・触法行為

被害者→加害者

* 発達障害が直接的に触法行為につながるわけではない！

素因と環境的要因が相互に影響し、二次障害として触法行為に至る

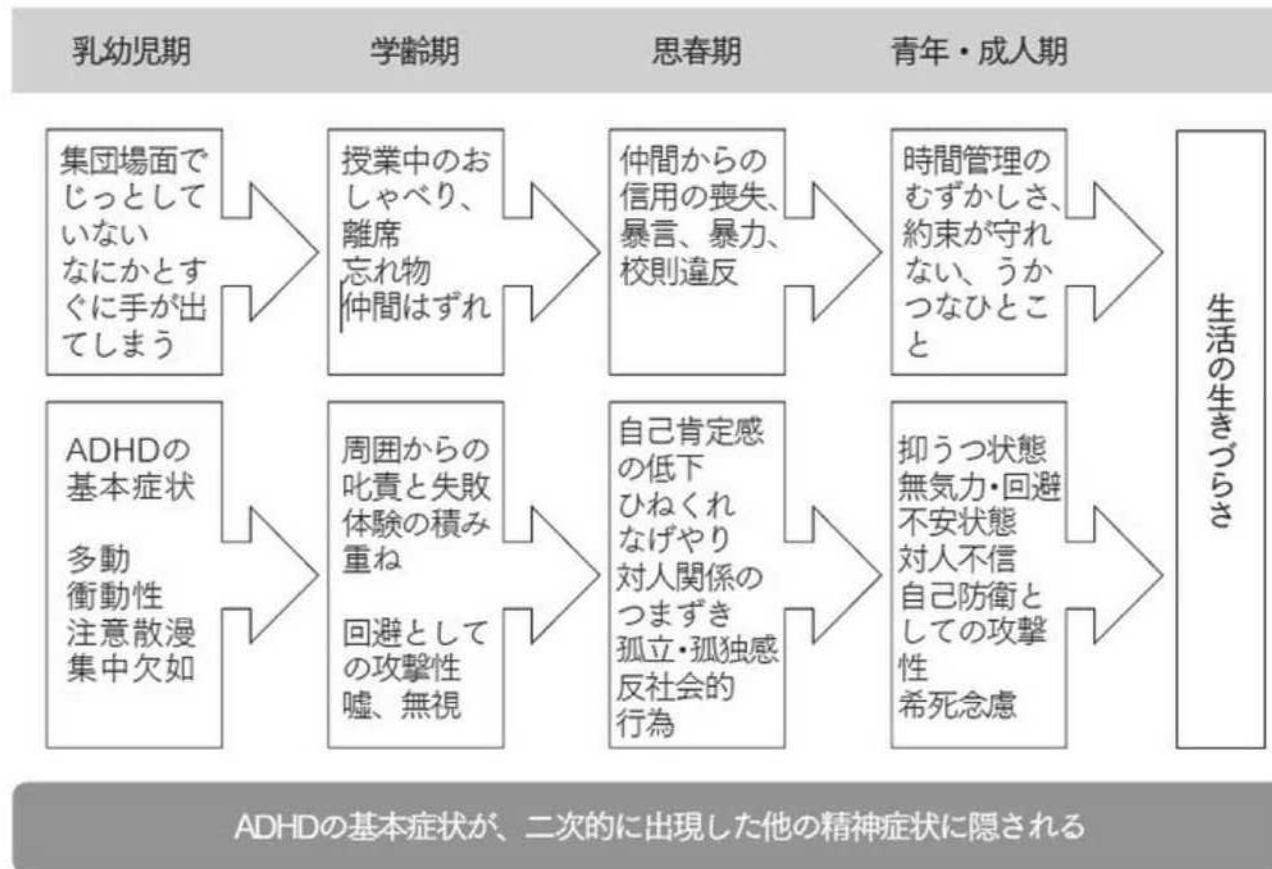
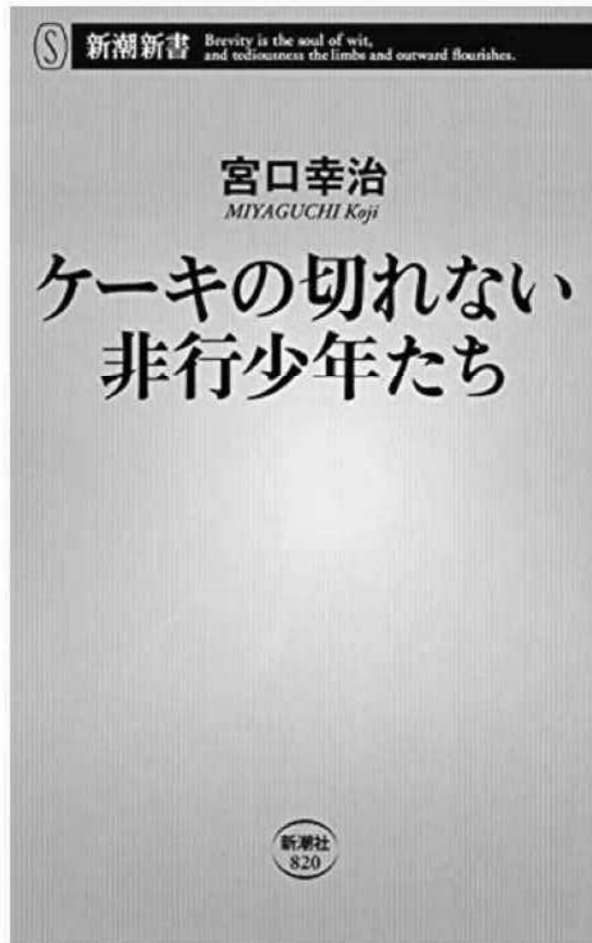


図2 ADHDの症状変遷：生きづらさの生成（田中、2013^{*23}より改変）



- 認知機能の弱さ
- 感情統制の弱さ
- 融通の効かなさ
- 不適切な自己評価
- 対人スキルの乏しさ
- 身体的不器用さ

知能のCHC理論（階層モデル）

・ CHC理論

(Cattell-Horn-Carroll Theory)

: Cattell、Horn、Carrollらの知能研究をまとめたもの。知能には多くの能力があり、階層構造となっていると仮定。

